

市第146号議案 横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部改正

1 趣旨

松風学園の再整備を機に、学園内に設置している知的障害者福祉ホーム及び知的障害者短期宿泊訓練施設を令和2年度から順次解体していくため、同施設について規定した横浜市知的障害者生活介護型施設条例（平成15年3月横浜市条例第16号）の一部を改正します。

なお、知的障害者福祉ホーム及び知的障害者短期宿泊訓練施設において実施してきた制度等については、障害福祉サービスの充実により共同生活援助（グループホーム）や短期入所等、代替機能を持つサービス等が制度化されてきたことから、令和元年度限りで終了します。

2 改正内容

知的障害者福祉ホーム及び知的障害者短期宿泊訓練施設について規定した第11条を削除し、第12条及び第13条をそれぞれ繰り上げます。

3 施行予定日

令和2年4月1日

4 松風学園再整備前後の施設内容

再整備前	再整備後
知的障害者生活介護型施設 （ 実施内容：生活介護 短期入所 施設入所支援 ）	継続
知的障害者福祉ホーム	廃止
知的障害者短期宿泊訓練施設 （ 実施内容：知的障害者の 生活能力訓練事業等 ）	廃止

《参考》

○ 松風学園における知的障害者福祉ホーム及び知的障害者短期宿泊訓練事業の利用実績

	R元年度 (上半期)	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度
知的障害者福祉ホーム	0	0	0	0	0
知的障害者短期宿泊訓練 (宿泊施設の開放)	0 (4)	0 (12)	0 (12)	0 (11)	0 (12)

○ 松風学園再整備前後の建物構成

再整備前	再整備後
居住棟 (A棟)	居住棟 (A棟) 【改修】
居住棟 (B棟)	新居住棟 【新築】
通所訓練棟	} 日中活動棟 【新築】
作業棟	
管理棟	管理棟 【改修】
体育棟	体育棟 【改修】
福祉ホーム棟	【解体】
短期宿泊訓練棟 (CS棟)	【解体】

○ 松風学園再整備 事業スケジュール (予定)

令和2年2月時点

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度～
松風学園 改築・改修事業	・基本設計 ・解体設計	・実施設計 ・CS棟ほか 解体工事	・新居住棟 建設工事	・A棟改修工事 ・B棟解体工事 ・日中活動棟建設工事 ・管理棟改修工事 ・体育棟改修工事 ・福祉ホーム解体工事
民設新入所施設 整備事業	・法人選定 ・基本設計	・実施設計 ・新築工事	・新築工事 ・開所	

新旧対照表（横浜市知的障害者生活介護型施設条例）

現行	改正案
<p>横浜市知的障害者生活介護型施設条例 平成 15 年 3 月 25 日条例第 16 号</p> <p>（知的障害者福祉ホーム等）</p> <p>第 11 条 横浜市松風学園に、知的障害者を対象とする法第 5 条第 28 項に規定する福祉ホーム及び在宅の知的障害者の生活能力訓練事業等を行うための知的障害者短期宿泊訓練施設を置く。</p> <p>2 前項の施設を利用できる者は、知的障害者、その保護者その他市長が認めた者とする。</p> <p>3 第 1 項の施設を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 第 5 条の規定は、第 1 項の施設の利用の保留又は制限について準用する。</p> <p>5 第 1 項の福祉ホームを利用する者は、月額 10,500 円の使用料を納付しなければならない。</p> <p>6 前項の使用料の額を算出する基礎となる期間が 1 月に満たないとき、又は当該期間に 1 月未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数期間に係る使用料の額は、日割りをもって計算する。</p> <p>（横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会）</p> <p>第 12 条 （省略）</p> <p>（委任）</p> <p>第 13 条 （省略）</p>	<p>横浜市知的障害者生活介護型施設条例 平成 15 年 3 月 25 日条例第 16 号</p> <p>（削除）</p> <p>（横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会）</p> <p>第 11 条 （省略）</p> <p>（委任）</p> <p>第 12 条 （省略）</p>